

令和5（2023）年度
上三川町地域計画（目標地図）作成支援
業務委託

特記仕様書

令和5（2023）年7月

上三川町 農政課

目 次

第1章 総則

1 適用範囲	2
2 目的	2
3 準拠する法令等	2
4 提出書類	2
5 工程管理	3
6 作業打合せ	3
7 貸与資料及び返還	3
8 検査	3
9 完了	3
10 納期及び納入場所	3
11 成果品の瑕疵	3
12 成果品の帰属	4
13 秘密等の保持	4
14 個人情報の取扱い	4
15 再委託の禁止	4
16 目的外使用の禁止	4
17 複写及び複製の禁止	4
18 個人情報の保管	4
19 損害賠償	4
20 事故報告	4
21 疑義	5

第2章 本町の状況

1 既存の人・農地プランの状況	6
2 地域計画策定に関する取り組み状況	6
3 アンケート内容	6
4 今後の事業予定	6

第3章 業務概要

1 業務数量	7
2 業務概要	7
3 情報収集整理	7
4 アンケート結果入力	7
5 目標地図の作成	7
6 地図印刷	8
7 成果品	8

1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、上三川町（以下「発注者」という）が実施する上三川町地域計画（目標地
図）作成支援業務（以下「本業務」という）に適用するものとする。

2 目的

本業務は、地域での話し合いを通じ、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする地域計
画を定め、農地の集積・集約化を加速し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を実現する
ことを目的とする。

3 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）
- (3) 農地法（昭和 27 年法律第 88 号）
- (4) 農業委員会に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）
- (5) 農業経営基盤強化促進法の基本要綱（案）（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564
号農林水産省経営企画長通知）
- (6) 地域計画策定マニュアル（令和 5 年 4 月農林水産省）
- (7) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和 3 年 3 月栃木県）
- (8) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和 3 年 12 月上三川町）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (10) 上三川町個人情報保護条例
- (11) 上三川町財務規則
- (12) その他本業務に関連する法令・規則等

4 提出書類

本業務の実施にあたり受注者は、業務着手前に以下の書類を発注者に提出し、承認を得
るものとする。また業務実施期間中は、進捗状況を随時報告するものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 作業工程表
- (4) 主任技術者選任通知書

5 工程管理

受注者は作業工程表に変更が生じた場合は、その都度発注者に協議し、変更した作業工程表を提出し、承認を得なければならないものとする。

6 作業打合せ

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と綿密に打ち合わせを行い、業務を遂行するものとする。また協議より決定した事項について、受注者は協議記録書を作成し、発注者へ提出するものとする。

7 貸与資料及び返還

本業務の実施にあたり、発注者は受注者へ必要な資料を貸与するものとし、受注者は貸与資料の取り扱いに十分注意し、汚損、破損の無いよう慎重に取り扱うものとする。データの受け渡しにおいては、受注者が運用している LGWAN ファイル交換サービス等を利用し、セキュリティに配慮した形で進めること。また貸与された資料等は、業務完了後すみやかに発注者へ返還するものとする。

8 検査

- (1) 業務履行期間中に必要に応じて中間検査を実施する。
- (2) 受注者は、業務完了と同時に関係書類と成果品を納入し、発注者の検査を受けなければならない。
- (3) 前項の検査において成果品に不備があった場合、受注者は発注者の指定する期日までに、自己の負担において成果品を修正し、提出するものとする。
- (4) 完了検査実施後において成果品に不備が発見された場合、受注者は第2項と同様の処理をするものとする。

9 完了

本業務は成果品を提出し、完了検査の合格により完了するものとする。

10 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納期限 令和6(2024)年3月8日(金)
- (2) 納入場所 上三川町役場 農政課

11 成果品の瑕疵

業務完了後、受注者の瑕疵又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、受注者の負担において、発注者の指示により修正、補足及び必要な作業と行うものとする。

1 2 成果品の帰属

本業務による成果品の著作権及び所有権は、受注者及び第三者が保有する著作権及び所有権を除き、全て発注者に帰属するものとする。

1 3 秘密等の保持

受注者は、本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。また契約が終了し、若しくは解除された後においても同様とする。

1 4 個人情報の取扱い

受注者は、本業務において個人情報を取り扱う場合には、情報保護及び品質管理等を適切に行える体制を確保し、個人の利益を侵すことのないよう、最大限努めるものとする。

1 5 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

1 6 目的外使用の禁止

受注者は、本業務のため発注者より貸与された資料等を本業務の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

1 7 複写及び複製の禁止

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、本業務のため貸与された資料等を複写し、又は複製してはならない。

1 8 個人情報の保管

受注者は、本業務のため発注者より貸与された資料等をき損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

1 9 損害賠償

受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者へ損害を与えた場合は、一切の責任を受注者が負い、その損害を賠償するものとする。また受注者は、損害の発生原因、経過、損害の状況等を速やかに発注者へ報告し、指示を得るものとする。

2 0 事故報告

受注者は、本業のため発注者より貸与された資料等の内容を漏えいし、き損し、又は滅失したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 1 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合には、発注者と受注者はその都度協議し、受注者は発注者の指示により、業務を遂行するものとする。

第2章 本町の状況

1 既存の人・農地プランの状況

令和2年度に町内13地区において実質化した人・農地プランを作成済み（未作成地区なし）

2 地域計画策定に関する取り組み状況

令和4年度に約1,200世帯の農家を対象に農地利用に関する意向調査（以下アンケート）を実施した。回収率は96%で、町内96%の農地の経営意向を把握した。

3 アンケート内容

令和4年度に実施したアンケート調査の内容は以下のとおり

- (1) 10年後を見通した農業経営の継続意向（続ける、離農するの2択）
- (2) 農業経営を続ける者の経営意向（規模拡大、現状維持、規模縮小の3択）
- (3) 規模拡大希望者の拡大面積
- (4) 離農希望者の農地の処分方法（貸付、売却の2択）
- (5) 離農希望者の農地バンクの利用意向の有無（有り、無しの2択）
- (6) 規模縮小希望者の経営を縮小する農地の所在

4 今後の事業予定

（令和5年度）

本業務により目標地図の原案を作成する。

（令和6年度）

令和5年度に作成した成果を基に地域の話合いを実施。

地域の意向を反映した目標地図への更新及び地域計画（案）を作成し、令和7年3月31日の策定を目指す。

第3章 業務概要

1 業務数量

本業務の数量は以下のとおりとする。

- (1) 業務対象範囲：上三川町全域（市街化区域を除く）
- (2) 農家世帯数：約 1,200 世帯
- (3) 農地筆数：約 25,000 筆

2 業務概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 目標地図（原案）の作成

3 情報収集整理

本業務の履行に必要な以下の資料を収集し、受注者の作業環境で円滑に利用可能となるよう資料の整理やデータ編集を行うものとする。

- (1) 地番現況図データ（Shape 形式）
- (2) 土地課税台帳データ（CSV 形式）
- (3) 農地台帳データ（CSV 形式）
- (4) 令和4年度アンケート調査結果（EXCEL 形式及び紙ベース）
- (5) 航空写真画像データ（オルソ、TIFF 形式）
- (6) 既存の人・農地プラン関係資料
- (7) 耕作者年齢層別現況図（令和2年度作成、紙ベース）
- (8) 担い手耕作地現況図（令和2年度作成、紙ベース）
- (9) 総合計画、関連計画等
- (10) データベース定義書、コード表等
- (11) その他必要な資料

4 アンケート結果入力

受注者は、約 1,200 世帯のアンケート結果を約 25,000 筆の土地に展開し、データ化をするものとする。データ形式は CSV 形式を基本とし、データ定義は発注者との協議により決定するものとする。

5 目標地図の作成

受注者は、農家の意向や土地利用現況、これまでに調査した現況図を適切に把握した上で、発注者と協議のもと目標地図を作成するものとする。表現方法、凡例等は発注者との協議により決定するものとする。

6 地図印刷

令和6年度からの地域の話合いに活用するため、作成した目標地図の印刷を行うものとする。表現方法、凡例等は発注者との協議により決定するものとし、縮尺 1/2500、A1 版以上で印刷を想定する。

7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりで、紙での出力及び電子納品を基本とする。

- (1) アンケート入力結果 (CSV 形式)
- (2) 目標地図の原案
- (3) 地図の GIS データ (Shape 形式)
- (4) 業務報告書 (正副)
- (5) 打合せ記録簿
- (6) 本業務で作成した電子データ一式